

# 新風

SHINPU

## 前川おさむ県政だより

vol. 14号

平成9年1月

### 謹賀新年

平成九年の新春を心よりおよろこび申し上げます。

昨年には様々な御指導御鞭撻をいただき、心より感謝申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年を振り返ってみますと、私自身にとって最も重大な出来事は、やはり「産廃問題」でありました。昭和六十三年にこの産廃処理施設ができた時から反対運動が始まり、平成元年の拡張のときには市民一万八千人を越える反対署名が集まり、県議会と知事に対して反対陳情を行いました。ところが拡張は許され、今でも県下で一番、九州でも有数の産廃処理施設として営業が続けられております。すでに十五年の歳月が過ぎ、この間一日たりとも我々はこの産廃問題を忘れる事なく大きな心配の種として心を曇らせてまいりました。そして今回、その施設内に処理能力一日一〇〇トン・二十四時間稼働可能の大規模な焼却施設建設計画が発表されました。さっそく、区長会を中心に市内のほとんどの市民を網羅する三十団体の皆様が集まり、「産業廃棄物処理場増設・拡張に反対する菊池市民同盟」が組織され、県議会に対して「反対請願」が提出されました。私が地元議員としてその紹介議員になったわけですが、この「反対請願」を県議会で採択することが、私にとって大きな使命になりました。現在の法律では、必要な条件を備えていれば許可せざるを得ない産廃処理施設に対して、県民の代弁機関である県議会が明確な反対の意思表示をすることは、許可権者である県行

政に対して大きな圧力になるわけがあります。色々なことがありました。幸いに十二月十八日の本会議において全会一致で可決され、この「反対請願」が採択されました。このことは、産廃問題だけではなく地方議会のあり方にとっても、本県議会にとっても、画期的なことでありました。これまでは法令に基づく行政に対しては、議会であってもそれを守っていくべきだという概念が優先し、たとえ民意が違ふところにあっても仕方がないという空気が議会の大勢でありましたが、今回の請願の採択において、法令よりも民意を優先する議会の意思が明確にされたわけでありました。「産廃問題」はまだまだ解決したわけではなく、今年がいよいよ正念場であると思っております。決して「菊池市民の地域エゴ」や「産廃不要論」、「業者悪玉論」ではなく、菊池市民が頑張ってくれたから全国に誇れるような産廃処理システムができたといわれるように頑張りたいと思います。

最後になりましたが、市民の代弁者として決して忘れることのできない、「請願採択」を決定した先輩議員の言葉を紹介して結びたいと思います。

『直面する問題で、法律と民意の間に壁があるとすれば、我々政治家は民意を選択すべきである。』

平成九年一月

熊本県議会議員

前川 收

### 産業廃棄物処理施設の設置に関する意見書

近年の経済活動の拡大と高度化に伴い、事業活動によって排出される産業廃棄物は年々増加の一途をたどっており、質的にも著しく多様化している。そのため、産業廃棄物の減量化とリサイクル推進への取組み及び産業廃棄物処理施設の適正整備がますます重要な課題になってきている。

しかしながら、産業廃棄物処理施設については、迷惑施設のイメージが強いことに加え、不法投棄あるいは一部業者による不適正な処理が、地域住民に産業廃棄物処理施設への嫌悪感や処理業者全体への不信感をもたらし、各地域で設置計画に対する強い反対を招いている。また、住民の環境意識の高まりとともに、周辺環境に対する配慮を求める声も強まっている。

このような中、環境発信県を自任する本県にあっては、特に環境に配慮した産業廃棄物行政を進める責務があり、全国の範となる取組みが求められる。

よって、県においては、以上のことを十分に認識した上で、左記の対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 一 今後の設置許可に当たっては、周辺環境に十分配慮するとともに、地域的偏在が住民の不公平感を招いている現実にかんがみ、適正配産に留意すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の操業によって環境汚染等の問題が発生した場合、県は許可権者としての責任を明確にし、地域住民に不安を与えないよう速やかに問題解決策を講じること。
- 三 公共関係施設の設置を推進すること。

平成八年十二月十八日

熊本県議会議長 杉森 猛夫

熊本県知事 福島 謙二 殿



▲杉森議長に請願する市民同盟



▲市民総決起集会には約二千人もの市民が参加

▲県知事に対し、県議会から提出された意見書

# 列県議会一般質問

## (2) 菊池市柏地区産業廃棄物処理場について

<答弁；福島譲二知事>

### ① 話合いのテーブルについて

県においても、菊池市柏地区産業廃棄物処理場増設・拡張の問題は重く受け止めており、事前協議の中でこれまでも菊池市と話合いを続けてきているが、この件に関しては、県が関係者に呼びかけてテーブル作りを進めることとし、菊池市に対し文書で協議の内容・時期及び構成員等について意向を問い合わせているところ。

### ② 産業廃棄物処理施設の適正規模、適正期間について

住民感情に耐え得る程度の客観的な判断となると極めて困難。いずれにしても、産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、その設置者は地元住民の不安感・不信感を払拭し、理解と信頼を得るため最大限の努力をすることが必要。

### ③ 請願の委員会採択について

菊池市柏地区産業廃棄物処理場増設・拡張に反対する請願が環境対策特別委員会で採択されたことは重く受け止めているところ。今後とも、この問題に関しては誠実・慎重に対処して参る所存。

### ④ 許可権者としての県の責任について

許可権者としての県の責任は、一義的には許可業者や排出事業者への監視・指導により、不適正処理を防止することと認識。なお、産業廃棄物処理施設に関して、環境汚染等が発生したにもかかわらず、その原因者である処理業者が倒産等により事業者としての責任が果たせない場合においては、必要に応じて、排出事業者・関係市町村とも十分協議を行い、適正に対処して参る所存。

## (3) 公共関与のあり方について

<答弁；望月達史環境公害部長>

公共関与については、平成5年に策定した「産業廃棄物公共関与基本構想」の内容を基本としつつ、産業廃棄物の排出量が抑制傾向にあること、リサイクルが進展していることなどの時代変化を考慮しながら、本県の実情に応じた公共関与の取り組みを鋭意進めて参りたい。

### 菊池市の産廃処理場問題

## 話し合いの場設置

知事が意向

菊池市原の民間産廃処理場の新設計画。話し合いの場を設ける考をめぐって設置業者と市民とが紛争状態に陥っている問題で、福島知事は九日、(菊池市区)の一般質問に答えた。

知事は「県としても問題点を重く受け止めている。関係者に呼びかけてテーブル作りを進めることとし、菊池市に協議の内容、時期、構成員について意向を問い合わせているところだ」と述べた。

述べ、紛争解決に取り組む姿勢を示した。

さらに、非公開となっている産廃の種類や量、排出業者を記したマニフェスト(産業廃棄物処理伝票)の公表について、望月達史・環境公害部長は「産廃処理に対する住民の不信感や不安感を払拭(はら)し、より透明性を高めることが必要で、可能な範囲での公表を検討したい」と表明した。また、前川氏が産廃最終処分場の適正規模や設置期間の見解を求めたのに対し、知事は「住民感情に耐え得る客観的な判断を示すことは極めて困難だ」と述べた。

12/10 熊日新聞より

### 菊池市の産廃処理場大型焼却炉増設問題

## 話し合いの場づくり

県議会で知事答弁

菊池市原の産廃処理場の大型焼却炉増設問題で市民の大きな反対運動が起きていた問題で、福島知事は九日、「県が市の関係者に呼びかけ、テーブル作りを進めている」とし、市を指摘。あせんに「必要としていないことなど」を述べた。

同日の県議会一般質問で、自民党の前川収議員(菊池市)の質問に答えた。前川議員は県の産廃指導要綱に反対の請願採択を受け、市が施設建設の住民同意を止めるとして、市を指摘。あせんに「必要としていないことなど」を述べた。

福島知事は「市の関係者に文書で意向を問い合わせている」とし、話し合いのテーブル作りを進めている。委員会での採択は重く受け止めている。

12/10 西日本新聞より

後援会事務所で一般質問のビデオを貸し出してあります。どうぞお気軽にお越し下さい。

# 平成8年12月定例

▶市民を代表して質問をする前川県議



去る「12月9日、前川県議が4回目となる定例県議会での一般質問を行いました。

現在菊池市内のほとんどを網羅する30団体の皆様が一丸となって取り組んでおられます、産業廃棄物問題を中心に市民の代表として県の対応を質しました。

その質問の要旨を紹介させていただきます。

## 1、熊本県女性センターの設置について

<答弁；福島讓二知事>

再開発ビル（熊本市手取本町）の県の床利用の基本的な方向にも合致するものと思慮しており、男女共同参画社会推進事業に関連の深い生涯学習事業や女性の就業援助事業等との整合性もとりながら、いわゆる「女性センター」としての機能を果たす活動拠点について、より効果的・効率的な事業展開が可能となるような方向で検討して参る所存。

## 2、産業廃棄物問題について

### (1)産業廃棄物指導要綱等について

<答弁；望月達史環境公害部長>

#### ①住民同意について

産業廃棄物指導要綱で住民同意を必要としない内容になっているのはなぜかとの御質問であるが、住民の意見を取り入れた環境保全協定を締結することなどによって、同意書に代わる新しい合意形成を図ろうとするものである。

#### ②関係地域の指定について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、生活環境に影響が及ぶ恐れのある地域としておおむね半径1kmとした。なお、関係地域の設定にあたっては、必ず地元市町村の意見を聞いており、現場の状況に応じ、ある程度柔軟に設定しているところである。

#### ③あっせんについて

廃棄物処理法では、技術上の基準に合致すれば処理施設を設置できることになっているが、この法律の手続きだけでは紛争が生じることから、あっせんの制度が定められている。なお、設置者が誠意をもった対応をしない場合等においてはあっせんが打ち切られることになるが、事前協議の手続きは終了しないということになる。

#### ④環境アセスメントについて

産業廃棄物指導要綱では、施設の規模・種類等に応じて、生活環境保全上必要な調査、災害防止計画の策定等を義務づけており、事前協議の段階で細かな指導を行っているところである。なお、これらの調査検討の結果は県でチェックした上で、縦覧の形で公表しているところである。

#### ⑤マニフェストの公表について

産業廃棄物処理に対する住民の不信感・不安感を払拭するためには、処理に関する透明性を高めることは必要と考えており、可能な範囲で公表することを今後検討して参りたい。

# 蘇れ！ 古代の山城

## 鞠きく智ち城

### 歴史を物語るモニュメント完成

約1300年前に大和朝廷によって現在の菊池市と鹿本郡菊鹿町に築城された、古代山城、鞠智城。現在、熊本県では鞠智城趾と古代の歴史を探るため、発掘調査と歴史公園化を目指して整備を進めています。

このたび、鞠智城趾のランドマークとなるモニュメントが完成。11月25日(月)に除幕式が行われました。



「温古創生の碑」と名付けられたこのモニュメントは、東国から来た鞠智城の防人(守備兵士)とその妻子、巫女、築城を指導した百済の將軍、一対の鳳凰からなる群像。群像が立つ八角形2段の台座の下段6面には、築城の歴史を物語るレリーフ、上段には万葉集に記載されている「防人の歌」3首が刻まれています。

菊池市の新しい名所になると思っております。



▲菊池市サッカー協会顧問としてミーゲル氏(元アルゼンチン代表)を招き子供たちに夢を与える



▲新宮さんで神輿をかつぐ前川県議



Osamu Maekawa

## 前川おさむ後援会

事務所 〒861-13  
 菊池市大琳寺198-1  
 TEL0968・24・5941・2171  
 FAX0968・24・2855

自宅 〒861-13  
 菊池市片角119-2  
 TEL0968・24・0471



▲歳末チャリティーもちつき大会で県知事ともちをつく前川県議